

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：食品衛生指導費

事業名 健康と食の情報発信推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 生活衛生課 食品安全対策係 電話番号：058-272-1111(内3422)

E-mail : c11222@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 424千円 (前年度予算額) 424千円

<財源内訳>

| 区分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-----|---------|--------|--------|------|-----|-----|----|------|
| | | 国庫支出金 | 分担金負担金 | 使用料手数料 | 財産収入 | 寄附金 | その他 | 県債 | 一般財源 |
| 前年度 | 424 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 424 |
| 要求額 | 424 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 424 |
| 決定額 | 424 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 424 |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

健康増進法第65条（誇大広告の禁止に係る勧告、措置命令）の権限について、平成28年4月1日より知事へ移譲された。県では、岐阜県健康増進法事務処理要領に基づき、食品として販売される物に関して健康の保持増進効果等について、著しく事実に相違し又は著しく人を誤認させる表示の監視指導を実施している。

健康志向の高まりから、商品のPOP表示やインターネット等を利用した広告・宣伝も活発に行われており、実際には表示どおりの健康保持増進効果等を有しない食品であるにもかかわらず、消費者が表示された効果を期待して摂取し続け、適切な診療機会を逸してしまう事態を防止することを目的としている。

(2) 事業内容

①健康増進法第65条（虚偽誇大広告表示）の調査業務

- ・端緒処理→情報の整理・区分→事件調査→調査報告書の作成→措置案の検討→措置→事件の終結（保健所、県）

②虚偽誇大表示等の監視・指導・相談

- ・個別相談（保健所、県）
- ・合同監視指導（保健所）
- ・食品業者等への指導・普及啓発（保健所、県）

(3) 県負担・補助率の考え方

健康増進法第66条において都道府県知事は、第65条第1項の規定に違反して表示した者に対し、勧告をすることができる。

健康増進法に定められた県が行うべき業務であり、商品への適切な広告等が実施されることは、県民の健康づくりを推進するものであることから、県が実施することは妥当である。

3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|-------|-----|----------|
| 旅費 | 92 | 業務旅費 |
| 消耗品費 | 80 | 事務消耗品 |
| 印刷製本費 | 160 | 健康情報提供媒体 |
| 通信運搬費 | 92 | 電話 |
| 合計 | 424 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県食品安全行動基本計画（第5期）

(2) 後年度の財政負担

食品関連事業者等への食品表示の周知及び県計画の目標達成をめざして継続実施が必要である。

事 業 評 價 調 書 (県単独補助金除く)

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

健康増進法に基づき、食品関連事業者から正しい情報を県民に適切に発信する食環境整備を行うため、食品の広告等の適正化についての監視・指導を行う。

健康増進法違反を発見した際に迅速かつ適正な処理を行えるように体制を整備する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | 事業開始前 (R) | R4年度 実績 | R5年度 目標 | R6年度 目標 | 終期目標 (R6) | 達成率 |
|---------------------|---------------|------------|------------|------------|--------------|-----|
| 食品表示合同監視 立ち入り店舗数 | - | 260 | 300 | 300 | 300 | 87% |

○指標を設定することができない場合の理由

(これまでの取組内容と成果)

| | |
|-------------------|---|
| 令和 2 年 度 | 表示適正化に向けて、食品関連事業者からの表示相談に709件対応した。 県内流通食品の表示適正化に向けて、312店舗を対象に、15,192品の食品の表示を確認した。内、135品は不適正表示であったため、適切な表示となるよう、食品関連事業者へ改善指導を行った。 |
| | 指標　目標：300　実績：312　達成率：104% |
| 令和 3 年 度 | 表示適正化に向けて、食品関連事業者からの表示相談に470件対応した。 県内流通食品の表示適正化に向けて、242店舗を対象に、12,328品の食品の表示を確認した。内、143品は不適正表示であったため、適切な表示となるよう、食品関連事業者へ改善指導を行った。 |
| | 指標　目標：600　実績：554　達成率：92% |
| 令和 4 年 度 | 表示適正化に向けて、食品関連事業者からの表示相談に297件対応した。 県内流通食品の表示適正化に向けて、260店舗を対象に、13,137品の食品の表示を確認した。内、79品は不適正表示であったため、適切な表示となるよう、食品関連事業者へ改善指導を行った。 |
| | 指標　目標：900　実績：814　達成率：90% |

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

| | |
|----------------------------------|---|
| (評価) 3 | 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、商品のパッケージやPOPを活用し、免疫力向上や感染症の予防効果を標ぼうする食品が数多く流通している。消費者が表示された効果を期待して摂取し続け、適切な診療機会を逸してしまう事態を防止するため、より一層流通食品の表示監視や、県民への情報提供を強化する必要がある。 |
| ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) | |
| (評価) 2 | 表示監視強化月間（7、12月）以外にも、積極的に表示監視を行うことにより、より多くの食品表示の監視を行うことができ、不適正表示への改善に繋がっている。 |
| ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) | |
| (評価) 2 | 他法令担当と連携を図り、「食品表示適正化強化月間」を定め、集中的に監視を行っている。 |

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

平成28年度より健康増進法「誇大表示の禁止に係る勧告・命令」が都道府県に移譲された。相談・監視・指導業務を強化する必要があるとともに、健康増進法違反事案について、迅速かつ適正な処理を実施することができるよう体制を整備する必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

一般消費者の利益保護など食品関連事業者から正しい情報を県民に適切に発信する食環境整備を行うことは重要であり、引き続き継続した事業実施が必要である。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| | |
|----------------------------|-------|
| 組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課 | 【〇〇課】 |
| 組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など | |